

湖風会「工学部学友会」会則（十改）

第1章 総 則	
名 称	第1条 本会は、湖風会「工学部学友会」（以下本会と言う）と称する。
目 的	第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、滋賀県立大学（以下県立大学と言う）工学部、並びに母校の発展に寄与することを目的とする。
事 業	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 会員と湖風会、並びに県立大学工学部との連携推進 (2) 会員相互の交流・親睦の推進 (3) 県立大学工学部の活動支援 (4) その他本会の目的を達成するための事業
第2章 会 員	
会 員	第4条 本会は、次の会員で組織する。 (1) 県立大学工学部、並びに大学院工学研究科の同窓生及び在学生 (2) 滋賀県立短期大学（以下県立短大と言う）機械工学科、機械科、機械紡織科、工業化学科化学色染科の同窓生 (3) 彦根工業専門学校の機械科、繊維工業科、化学工業科、専修科、研究科の同窓生 (4) (1) ～ (3) に関係する教職員（現職者・退職者）
賛助会員	第5条 会員以外の個人または法人で、本会の事業の推進に協力・連携出来るものは賛助会員として入会する事が出来る。
第3章 役員等	
役 員	第6条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長：1名 (2) 副会長：若干名 (3) 理 事：30名以内（学友会評議員が兼ねることが出来る） 県立大学工学部教職員会員から招聘した理事は「特別理事」と言う。 (4) 学友会評議員：各クラス若干名 これは、湖風会本部評議員と同一メンバーとする。 (5) 会 計：1名（理事が兼ねることが出来る） (6) 監 査：1名（理事が兼ねることが出来る） 尚、必要に応じて顧問、名誉顧問を若干名おくことが出来る。
役員の選任	第7条 役員の選任は次の手続きに従う。 (1) 会長：理事の互選又は理事会の推薦した者 (2) 副会長、会計、会計監査は会長が推薦し理事会で選任 (3) 理事：学友会評議委員又はクラス推薦者、及び教職員経験者より理事会で選任 (4) 学友会評議員は、大学・湖風会・理事などの推薦者の中から選任する。 (5) 顧問及び名誉顧問 理事会で推薦された者
役員の任務	第8条 役員の任務は次の通り。 (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。 (3) 理事は、会務の運営に参画する。 (4) 学友会評議員は、クラスの代表として、同級生と本会の情報・連絡の繋ぎ役を担う。 (5) 会計は、本会の会計を掌る。 (6) 監査は必要に応じて会計監査を行う。 顧問及び名誉顧問は会務に関する必要事項についての助言

役員の任期	第9条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない但し、 (1) 会長の再任は原則として1回とする。 (2) 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の在任期間 (3) 学友会評議員はクラスに委ねる。
総 会	第4章 会 議
理事会	第10条 総会は2年に1回開催し、工学部学友会会員をもって組織する。 (1) 理事会での決議事項（活動報告など）を報告・了承 (2) 出席者より、本会の運営に対する意見や提案を聴収 第11条 理事会は、第6条に規定する会長、副会長、理事及び監査を持って組織する。 1. 理事会は、次に掲げる事項を審議・執行する。 (1) 役員の選任に関する事項 (2) 事業計画の企画・立案及び執行 (3) 予算及び決算に関する事項 (4) 会則の改廃に関する事項 (5) その他会長が必要と認めた事項 2. 理事会の議長は会長が行う。 3. 理事会が必要と認めた者は、会議に出席できる。 4. 全ての会議は、議事録を作成し、会員に公表しなければならない。
会 費	第5章 会 計
経 費	第12条 湖風会工学部学友会として会費は徴収しない。 第13条 本会の経費は、湖風会からの助成金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
監 査	第14条 会計年度ごとに決算書を作成し、監査役の会計監査を受けなければならない。
事務局	第6章 その他
施行期日	事務局は県立大学湖風会館内に置く。 本会則は 平成23 年11 月20 日より施行する。

- 原案 2011.03.09
- 一改 2011.05.18 幹事 ➡ 理事、幹事会 ➡ 理事会、学年幹事 ➡ 学科学年幹事
- 二改 2011.09.10 第7条 (2) 会計は会長が推薦し理事会で選任
- 三改 2012.02.12 第10条 (1) 総会の位置づけ 決議機関 ➡ 報告・了承機関
- 四改 2012.10.21 第4条 (1) ～ (4) を修正し、教職員の入会を追加。2012.10.21理事会にて承認
- 五改 2013.06.23 第6条 (4) を修正し、1クラス2名体制も可とする。2013.06.23理事会にて承認
- 六改 2017.08.27 第3章を現状に即し改定、2017.08.27理事会にて審議、全員賛成で承認
- 七改 2018.02.24 第3章役員に名誉顧問を追加する。2018.02.14理事会にて全員賛成で承認
- 八改 2022.04.17 第3章第7条 (3) 教職員経験者を追加。2022.04.17理事会にて全員賛成で承認
- 九改 2024.04.29 第7条学科学年幹事を学友会評議員に変える。他 2024.04.28理事会で承認
- 十改 2025.08.23 第2条目的に母校の発展も併記。第3条(1)に湖風会との連携も併記し (2)の連携推進を連携のみに変更。
第4条(1)会員に大学院を明記し、同条記載の科名を正式名に改め県立短大全科を(2)項一つに纏める。
それに伴い(4)項が(3)項に、(5)項が(4)項となり(5)項を削除する。
第6条(3)の理事数は現状を鑑み30名以内に、学科学年幹事を学友会評議委員と改める。
又、同条で顧問と名誉顧問職の設置は必要時に可とする。
第 8 条に全役員の任務を追記。第6章の事務局を湖風会館内に変更。
以上の改定を2025.08.23理事会で承認